

## 居宅介護利用契約書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人高原町社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、利用者が事業所から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

### 第1条(目的)

本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護を適切に提供する事を定めます。

### 第2条(期間)

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### 第3条(居宅介護計画及び契約支給量)

- 1 事業者は、利用者の受給証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

### 第4条(サービス内容)

事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者(以下、「ホームヘルパー」という。)を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言などのうちから前条に定める居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

#### 第5条(利用者負担額及び実費負担額)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月25日までに支払います。

#### 第6条(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約使用量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 時までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

#### 第7条(事業者の基本的義務)

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

#### 第8条(事業者の具体的義務)

- 1(安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- 2(説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3(守秘義務) 事業者及びサービス従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

- 4(身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5(記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 9時から17時)に自分の記録をみることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

#### 第9条(事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

#### 第10条(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合(但し満了前に契約更新手続きがとられた場合は除く)

#### 第11条(利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

#### 第12条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認めら

れる場合

### 第13条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況改善が見込めない場合
- 三 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

### 第14条(苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

### 第15条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「宮崎県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例58号)」その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会

事業者住所 高原町大字西麓360番地1

代表者氏名 会長 北迫 泉 (印)

利用者住所

氏 名 (印)

家族住所

氏 名 (続柄 ) (印)

# 居宅介護サービス利用契約書

社会福祉法人

高原町社会福祉協議会

〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1

電話(0984)42-2230

(0984)42-2984

FAX(0984)42-4974



## 居宅介護サービス重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを説明するものです。

### 1 事業者の概要

代表者氏名	会長 北迫 泉
事業所所在地	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1
法人名	社会福祉法人 高原町社会福祉協議会
電話番号	0984-42-2230
FAX番号	0984-42-4974

### 2 事業所の概要

事業所名称	高原町社会福祉協議会
指定事業所番号	4511800023
事業所所在地	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1
電話番号	0984-42-2984
FAX番号	0984-42-4974
通常の実施地域	高原町・小林市(旧須木村を除く)・都城市(旧高崎町)
事業の目的	適正な運営を確保するために、障害者総合支援法に定められた必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者等の意志及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とします。
運営方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体介護及び家事援助等生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。
第三者評価の実施状況	なし

### 3 業務の概要

#### (1) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(国民の祝日、12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	午前7時～午後9時
※上記の営業時間のほか、電話等により連絡が可能な体制とします。	

#### (2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	資格等
管理者	1名		社会福祉士
サービス提供責任者	1名		ヘルパー1級、准看護師
訪問介護員		4名	ヘルパー1級、介護福祉士、初任者研修

#### (3) 提供するサービスの主たる対象者

対象者は特定しないものとします。

(身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者)

#### (4) 提供するサービスの内容

居宅介護の内容は、利用者の居宅にサービス従業者を派遣し、身体の介護及び家事の援助、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

具体的には、次にあげる業務をいいます。

##### ①[身体介護]身体に直接触れて行う介護です。

- 食事の介護
- 排泄の介護
- 身体の清拭、洗髪、衣類着脱の介護
- 入浴の介護
- その他必要な身体の介護

##### ②[家事援助]身体介護以外の日常生活の援助です。

- 調理、洗濯、補修
- 住居等の掃除、整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 関係機関との連絡

○その他必要な家事

- ③その他必要に応じて健康や日常生活の状況をお伺いし、生活上の相談や助言を行ないます。

#### 4 サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額と言います)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

1人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、2人分のサービス利用料金となり、利用者負担額も2倍になります。

##### (1) 利用者負担の減免について

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担金が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月当たりの負担上限
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税が非課税世帯で、サービスを利用 するご本人の収入が80万以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
	〃 (所得割16万円以上)	37,200円

〔利用料金の目安〕

○基本利用料金(料金例)

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円に所要時間1時間30分以降15分増すごとに350円加算	311円に所要時間1時間30分以降15分増すごとに35円加算
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円に、1時間30分以降30分増すごとに69円加算	345円に、1時間30分以降、30分増すごとに69円加算
問 訪 月	1時間未満	1,860円	186円

1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
4時間以上8時間未満	8,210円に30分増 すごとに850円加算	821円に30分増 すごとに85円加算
8時間以上12時間未満	15,050円に30分 増すごとに850円加 算	1,505円に30分増 すごとに85円加算
12時間以上16時間未満	21,840円に30分 増すごとに810円加 算	2,184円に30分増 すごとに81円加算
16時間以上20時間未満	28,340円に30分 増すごとに860円加 算	2,834円に30分増 すごとに86円加算
20時間以上24時間未満	35,200円に30分 増すごとに800円加 算	3,520円に30分増 すごとに80円加算

○利用料の計算

①福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ(新加算)を、所定単位の34.7%(重度訪問介護は27.3%)を乗じて計算します。

②1か月の合計単位に特別地域加算(15%)を乗じて算定します。(加算対象者のみ)

○これ以外に実費を要した場合には、別途ご負担をいただく場合があります。

- ① 通院介助において公共機関等で同行する時のヘルパーの交通費
- ② 食材料費などを購入したときの代金
- ③ 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護については、通常の事業地域を越えた地点から1キロメートル当たり37円をいただきます。

○実費については、利用者の別途負担になります。

(2) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

利用料金は1か月ごとに計算し請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法で

支払ってください。

ア 窓口での現金支払い

イ 農協口座からの自動引落とし

### (3) キャンセル料

キャンセル料は、いたしません。ただし、キャンセルされる場合は、早めにご連絡ください。

## 5 ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくは家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙・飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

## 6 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 堀ノ内由佳
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保険名	福祉サービス総合補償

## 8 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受け付け及びサービス利用等の相談

- 苦情受付窓口 担当者 堀ノ内由佳
- 電話番号 0984-42-2230 FAX番号 0984-42-4974
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

### (2) 第三者委員

- 鹿嶋 武男 090-9576-3302
- 末永 恵治 0984-42-2112
- 相良 禮子 090-9589-7140
- 若松 優子 090-1197-2411

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

高 原 町 役 場 福 祉 課	所在地 高原町大字西麓360番地1 電話番号 0984-21-2422 FAX 0984-42-4550 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝祭日・12月29日から1月3日を除く
小 林 市 役 所 健 康 福 祉 部 福 祉 課	所在地 小林市細野300番地 電話番号 0984-42-2111 FAX 0984-23-4934 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝祭日・12月29日から1月3日を除く
都城市役所高崎総合支所 市民生活課 福祉担当	所在地 都城市高崎町大牟田 1150 番地 1 電話番号 0986-62-1111 FAX 0986-62-4242 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝祭日・12月29日から1月3日を除く
宮崎県福祉総合センター 福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 宮崎市原町2-22 電話番号 0985-60-0822 FAX 0985-60-0823 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 祝祭日・12月29日から1月3日を除く

居宅介護サービスの提供の開始に当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人高原町社会福祉協議会

住 所 高原町大字西麓360番地1

説明者氏名 福田あかり

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

㊞

家 族

住 所

氏 名

㊞

(利用者との続柄 )

代理人

住 所

氏 名

㊞

(利用者との関係 )

# 個人情報使用同意書

事業者 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会

代表 会長 北迫 泉 殿

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 利用目的

- (1) 障害福祉サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 当該利用者の福祉サービスの向上のため
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告のため
- (5) 福祉サービスや義務の維持・改善のため基礎資料作成のため

## 2 個人情報の提供

事業所は、障害福祉サービスを円滑に提供するため下記の事業者、機関等へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 当該利用者のサービス担当者会議での状況報告
- (2) 相談支援事業所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所等の関係機関との連絡調整
- (3) 法令に基づく場合

## 3 個人情報を使用する期間

居宅介護利用契約書の第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

家族住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(続柄 )

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(本人との関係 )



# 重 要 事 項 説 明 書

(居 宅 介 護)

社会福祉法人

高原町社会福祉協議会

〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1

電話(0984)42-2230

(0984)42-2984

FAX(0984)42-4974